

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 23 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

アラブ首長国連邦におけるウリミバエの発生情報に基づく輸入検疫措置
の実施について

今般、文献調査を実施したところ、アラブ首長国連邦において、特にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入を禁止しているウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*) が発生しているとの情報が新たに得られました。

このため、アラブ首長国連邦に対しては、植物防疫法施行規則（昭和 25 年 6 月 30 日農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の 4 項で規定されているウリミバエの寄主植物について、検疫証明書の発給停止を要請しました。令和 7 年 12 月 23 日以降、輸入検査においては、下記により対応を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、諸外国に対しても、SPS 緊急通報により、我が国が当該寄主植物の輸入を停止する旨を周知する予定です。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

記

1. 対象植物

アラブ首長国連邦産のウリミバエの寄主植物（規則別表 2 の 4 項で規定されている植物）

2. 輸入検査での措置

令和 7 年 12 月 24 日以降に発給されたアラブ首長国連邦の検査証明書を添付し輸入された対象植物について、廃棄を命ずる。